

# そろぞう



平成23(2011)年東日本大震災における支援活動  
(岩手県野田村)



平成28(2016)年熊本地震における支援活動  
(熊本県益城町)



平成28(2016)年熊本地震における支援活動  
(熊本県益城町)



「ぼうさい探検隊」マップづくりの発表会  
(出典元)日本損害保険協会「ぼうさい探検隊実施マニュアル」

## 特集 ハラスメントについて ..... 2~4

### ・ インタビュー

ハラスメントの背景にある力関係を認識し、  
社会と個人の環境をよりよく整えていきたい ..... 2~3  
牟田和恵さん（大阪大学大学院人間科学研究科教授）

### ・ データで見るハラスメントとハラスメントの相談窓口 ..... 4

### ■ 大阪府の取組紹介 ..... 5

- ・「性的マイナリティの人権問題」に関する理解の増進に向けた取組
- ・「北朝鮮による拉致問題」の解決に向けた取組

### ■ インタビュー「災害と人権」 ..... 6~7

防災の原点は、誰も取り残ないこと。  
命にかかる緊急時こそ、守られるべきは「人権」  
渥美公秀さん（大阪大学大学院人間科学研究科  
教授、認定NPO法人日本災害救援ボランティア  
ネットワーク理事長）

### ■ 第36回人権啓発詩・読書感想文

入選作品表彰式を行いました。 ..... 8

### ■ 人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」を 発行しています。 ..... 8

# ハラスメントの背景にある 力関係を認識し、 社会と個人の環境を よりよく整えていきたい



む た かず え  
**牟田和恵**さん（大阪大学大学院人間科学研究科教授）

性的嫌がらせである「セクハラ（セクシュアルハラスメント）」や、仕事上の関係を利用した嫌がらせである「パワハラ（パワーハラスメント）」のほか、大学等で教員が学生に対して行う嫌がらせである「アカハラ（アカデミックハラスメント）」など、様々なハラスメントが社会問題化しています。

現在においても、国内外の著名人が過去に受けたセクハラ・パワハラ被害を告白したり、セクハラ・パワハラにまつわる様々な事件が連日報道されるなど、ハラスメントによる被害がおさまる気配はありません。

ハラスメントの背景にあるものは何なのか、どうすればハラスメントのない社会をつくることができるのか。大阪大学大学院人間科学研究科教授の牟田和恵さんにお話を伺いました。

## ■ ハラスメントの背景には力関係が存在する

ハラスメントとは、その人の尊厳を傷つける人権侵害行為であり、相手を不快にさせたり傷つけたりすることになります。また、それは心の問題であるだけでなく、被害者の生活が脅かされることも往々にしてあります。様々なハラスメントの背景には、男性と女性、上司と部下、教員と学生といった力関係のあることがほとんどです。

セクハラやパワハラなど、ハラスメントに関する認知度は高まってきましたが、一方で反発も生まれています。「人権、人権とうるさい」「被害を受けたのは自己責任」「被害者ぶるな」といった意見や誹謗中傷はしばしば見受けられます。そこには「自分も我慢しているのだから、おまえもガタガタ言うな」という感情があるように思てなりません。公務員に対しても「待遇が良すぎる」といった攻撃があります。こうした人権の「我慢しあい」「つぶしあい」は、人権をさらに貶め、自らを苦しめることにつながっていくでしょう。

特に性に関わる問題は、反発する空気が根強くあります。たとえば痴漢に声をあげようすると、人権についての感覚をきちんともっておられるようと思われる人であっても、「冤罪もありますから」

と即座に反論することがあります。それはまるで被害者が声をあげることを押しとどめるかのようです。もしかしたら「自分も電車内でうっかり手が当たったりした時、痴漢扱いされるかもしれない」と不安に思われているのかもしれません。しかしそれはまったくリアリティのない不安です。痴漢はもっと悪質で、満員電車内で偶然に触れるのとはまったく違います。「偶然に触れて冤罪が生まれている」というのは、根拠薄弱なデマです。多くの女性は、自分より体が大きく力も強い男性に対して日常的に緊張や不安を感じています。男性も、たとえばエレベーターで、自分よりはるかに体格が良いくらいの男性と二人きりになつたら、と想像してみると、なんとなく不安になる気持ちがわかるのではないでしょうか。そして実際、驚くほど多くの女性が痴漢など性被害を受けた経験があるのです。リアリティのアンバランスが被害に対する共通認識をもちにくくさせているといえます。

## ■ 声をあげにくい環境が被害者を追い詰める

リアリティのなさといえば、啓発する際の表現にも感じます。セクハラや痴漢防止のポスターや冊子には、好色そうな顔をした中高年の男性が、嫌がる女性に手を伸ばすといったイラストや漫画

が使われることが多いですよね。それを見た人は、「自分はこんなことはしていない」と思うでしょう。自分が「お疲れさん」と女性の部下の肩を揉んだら、部下は「どうも～」と笑っている。「相手も喜んでるし、自分はうまくコミュニケーションをとっている。これがセクハラであるはずがない」と思うのも無理はありません。これまで多く使われてきたイラストや漫画は、セクハラの本質を表現できていないのです。

本当は、肩を揉むという行為自体に力関係が表れています。上司に「お疲れさん」と肩を揉んだりしませんよね。<sup>ねぎら</sup> 労うつもりでも、否応なく体に触れられるのは不快なものです。しかし相手が自分より上の立場であれば、断りにくい。実際に「不快だ」「やめてほしい」と伝えれば、態度が豹変して無視や非難をされることもあります。周囲に相談すると「女として見られてよかっただけない」「被害者意識が強過ぎる」などと揶揄されたり批判されたりすることも珍しくありません。これがセクハラ、ハラスメントの本質です。職場で起こるハラスメントであれば、行為そのものに傷つくと同時に、働く権利が脅かされることになります。深刻な人権侵害です。

けれど上の立場にいる人は、「やめてください」と言われた時、「気づかずに申し訳なかった」と思うよりは、ムッとする人のほうが多いのではないでしょうか。それは相手を軽く見ている、自分より「下」だと思っているということ。「気を遣ってやっているのに」「生意気な」という感情があるのでしよう。建前では対等、けれど内心では自分より下だと思っている人たちが権利を主張するのをとても嫌うわけです。ハラスメントに限らず、権利を主張するマイノリティ(少数者)への差別的な攻撃の背景には、こうした発想もあるのではないでしょうか。

## 法や制度の整備とともに被害者を孤立させない環境を

では、ハラスメントのない場をつくるには、どうすればよいのでしょうか。当事者が声をあげるのはもちろん重要ですが、そのためには声をあげやすい環境が必要です。最近、ハリウッドの女優さんたちが過去に受けた性被害を次々と告発して話題になりました。日本でも女性たちが声をあげ始めました。社会で活躍する女性たちが堂々と告発していく姿は、ひとりで被害を抱え込んでいる

人たちを励ますに違いありません。同時に、非難や中傷などの二次被害を起こさないために、当事者でない人たちも人権侵害に対して「許さない」という姿勢を示すのが大事です。傍観や中立は強い立場の側に味方するのと同じだと思います。

ハラスメントの現場を見た人には声をかけてほしいです。「○○さん、それはセクハラですよ」といった声かけに、被害者は「わかってくれる人がいる」と感じるでしょう。逆に「みんな見ているのに誰も声をかけてくれない」と思えば、孤立感を抱き、沈黙してしまいます。ハラスメントをする人が悪いのは確かですが、見て見ぬふりをするのもハラスメントを容認し、被害者に沈黙を強いることだと知ってください。また、被害者をサポートすることは、自分自身が今抱えて我慢している、あるいは将来的に抱えることになるかもしれない問題の解決にもつながることにぜひ気づいてほしいです。

社会の課題としては、まず法や制度を整え、それを十分に機能させることです。かつてに比べると改善された面はありますが、性被害を受けた人への警察の対応にはまだまだ問題がありますし、性暴力に関わる裁判では、最高裁も含め、不合理な判決が今も多く出されています。また、ハラスメントの被害を受けた人に対しては、性被害そのもの以外にも経済的な困難や精神的な後遺症など、さまざまな支援が必要であることはあまり知られていません。今、性被害においてはひとつの窓口で包括的な支援ができるワンストップセンターの取組が始まっています。この取組を今後充実させ、これをモデルに、他のハラスメント被害もワンストップセンターのようなサポートができればいいと思います。

上の立場にある人には、自分の「力」を自覚してほしいですね。多くのハラスメントは故意や悪意からというより、無自覚から生じています。自分が「たいした力はない」と思っていても、下の立場にいる人から見れば「自分の立場を左右できる力をもっている存在」なのです。そのことをしっかり認識できれば、ふるまいも変わってくるのではないかでしょうか。

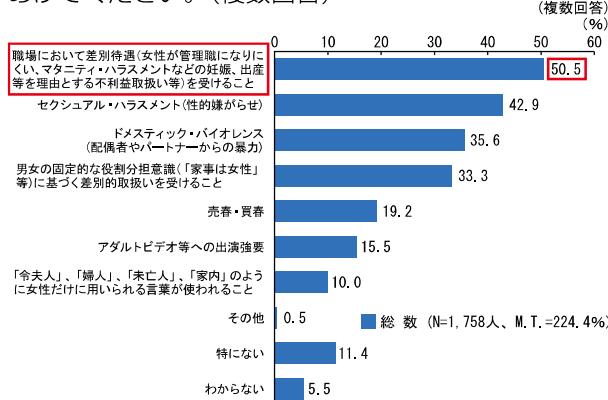
ハラスメントに対する意識や取組は、二歩進んでは一歩下がるようなスピードです。けれど進んでいるのは間違いない、私は希望をもっています。

# データで見るハラスメント

女性の人権問題に関する世論調査や、過去3年間のパワーハラスメントの経験及び従業員から相談の多いテーマに関する調査の結果を紹介します。各調査の結果を見ることで、最近のハラスメントの動向を知ることができます。

## 1 女性の人権問題（世論調査より）

Q あなたは、女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。（複数回答）



「職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等）を受けること」をあげた者の割合が50.5%と最も高く、以下、「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」(42.9%)、「ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）」(35.6%)などの順となっている。

### 【出典】

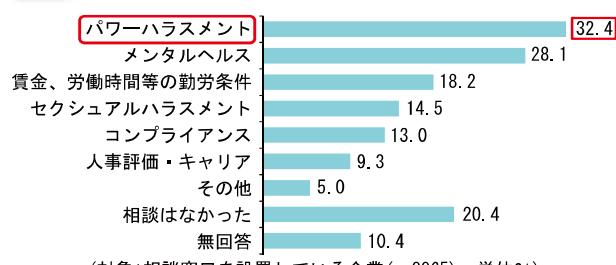
- 内閣府「平成29年度 人権擁護に関する世論調査」
- 厚生労働省「平成28年度 職場のパワーハラスメントに関する実態調査」

## 2 過去3年間のパワーハラスメントの経験



過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した従業員は32.5%である。

## 3 従業員から相談の多いテーマ（2つまで）



従業員向けの相談窓口で従業員から相談の多いテーマは、パワーハラスメント（32.4%）が最も多い。

# ハラスメントの相談窓口

ハラスメントは職場に限らず、学校、地域社会、家庭など、あらゆる場面で起こります。被害を受けた場合、一人で悩まず下記窓口までご相談ください。

### ◎職場におけるハラスメントの相談は…

#### 総合労働相談コーナー（各都道府県労働局）

電 話 : 0120-939-009  
(携帯電話ではご利用いただけません)  
06-7660-0072  
FAX : 06-6949-6486  
時 間 : 月・水・木・金 9時～17時  
火 9時～18時

### ◎ハラスメント全般（職場外も含む）の相談は…

#### 大阪府人権相談窓口（大阪府人権協会に委託）

電 話 : 06-6581-8634 FAX : 06-6581-8614  
メール : so-dan@jinken-osaka.jp  
時 間 : 平日 月～金 9時30分～17時30分  
夜間 火 17時30分～20時30分  
休日 毎月第4日 9時30分～17時30分  
手 紙 : 552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

#### 大阪府総合労働事務所（本所）・同南大阪センター

電 話 : 06-6946-2600 (本所)  
072-273-6100 (南大阪センター)  
メール : sogorodo-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp  
時 間 : 月～金 9時～17時45分  
夜間 毎週木曜日（※）～20時  
※第1・2・3・5木曜は本所、第4木曜は南大阪センターで実施

#### 法務省みんなの人権110番

電 話 : 0570-003-110  
(最寄の法務局につながります)  
時 間 : 平日 : 8時30分～17時15分

■インターネットによる人権相談も受け付けています。  
[http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\\_soudan.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

## 大阪府の取組紹介

### 1 「性的マイノリティの人権問題」に関する理解の増進に向けた取組

大阪府では、性的マイノリティの人権問題に関する理解がまだ十分に進んでいない現状を受け、平成29年3月に、理解増進に向けた取組の方針を定め、全庁的な取組を行うこととしました。この方針のもと、人権局においても様々な啓発事業を実施しています。

#### ■タレント「はるな愛さん」による講演会（平成29(2017)年10月1日・四條畷市市民総合センター）

「一人ひとりの個性があって、ええねんで！」をテーマに、自身の体験談や歌を披露

#### ■若年層をターゲットとする啓発ステッカーのお披露目イベント（平成29(2017)年12月5日・近畿大学）

タレントの「ゆしんさん」「麻倉ケイトさん」のお二人による体験談、関連図書の展示コーナーの設置

啓発ステッカーは、府内すべての大学に配布予定

#### ■府立図書館（中央・中之島）における啓発事業（平成29(2017)年12月4～10日）

性的マイノリティ関連図書の展示や、電子看板（デジタルサイネージ）での啓発映像放映など

※その他、府民のみなさんを対象とした啓発チラシの作成・配布や職員研修等を実施しています。



はるな愛さん 講演会



ステッカーお披露目イベント(近畿大学)



啓発ステッカー



啓発チラシ

#### ■大阪府 性的マイノリティの人権問題に関する webページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/sogi/index.html>

大阪府 性の多様性 sogi



### 2 「北朝鮮による拉致問題」の解決に向けた取組

昭和45（1970）年ごろから昭和55（80）年ごろにかけて、北朝鮮による日本人の拉致が多発しました。現在、17人が政府によって拉致被害者として認定されています（そのうち原救亮さんは失踪当時、府内に在勤）。

拉致問題はわが国の喫緊の国民的課題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての关心と認識を深めていくことが大切です。大阪府では、一日も早い拉致被害者の帰国を目指し、府内の世論を高めるための啓発事業を実施しています。

#### ■ブルーリボン・キャンペーン（平成29(2017)年12月10日・JR大阪駅5階 時空（とき）の広場）

シンガーソングライター山口采希さんによるミニコンサート、ヴァイオリニスト五嶋龍さんのビデオメッセージ など

#### ■拉致問題啓発映画「めぐみ」の上映会（平成29(2017)年12月16日・ピースおおさか講堂）

#### ■ブルーリボン・ライトアップ（ピースおおさかをはじめとする府内9箇所においてブルーにライトアップ）

#### ■拉致問題啓発パネル展（平成29(2017)年12月12～16日・府立中央図書館 展示スペース）

#### ■拉致問題を考える国民の集いin大阪（平成30(2018)年2月17日・KKRホテル大阪）

拉致被害者御家族（横田哲也さん、増元照明さん、松本孟さん）の訴え、村尾建兒さん（特定失踪者問題調査会副代表兼事務局長）による講演、シンガーソングライター山口采希さんによるミニコンサート等



ブルーリボン・キャンペーン



ブルーリボン・ライトアップ  
(大阪府立中之島図書館)



国民の集い in 大阪 チラシ

# 防災の原点は、誰も取り残すこと。命にかかる緊急時こそ、守られるべきは「人権」

あつみともひで

**渥美公秀さん**（大阪大学大学院人間科学研究科教授、認定NPO法人日本災害救援ボランティアネットワーク理事長）



大規模な災害は多くの人命、生活基盤や働く場を奪い、被災者は突如として大きな困難に直面します。また、情報不足やデマなどによる人権侵害が生じることもあります。

さらに、被災者はその後の避難生活でも多くの困難に苦します。なかでも子ども、高齢者、障がい者、外国人などといった、特別な援助や配慮を必要とする人たちの場合、その困難はより大きなものになります。

災害が発生したとき、いかにして全ての被災者の人権を守っていくのかは重要な課題であり、多くの論点がありますが、今回は大阪大学大学院人間科学研究科教授で、認定NPO法人日本災害救援ボランティアネットワーク理事長の渥美公秀さんに、地域づくりの観点からお話を伺いました。

## 人権の視点でボランティア活動をふりかえる

私がボランティア活動の研究と実践を始めたのは、自身が阪神・淡路大震災に遭い、避難所でボランティアをしたのがきっかけです。当時まだ一般的ではなかった災害ボランティアに注目が集まり、私も周囲から求められるがまま、ボランティアに関する情報を発信していました。率直にいうと、そこに「人権」の視点はほとんどなかったと反省しています。

たとえば震災直後に避難所にいた妊婦さんや、日本語での会話がスムーズでない方が、翌日には姿が消えていたこと。あるいは、避難所内の雑談から「あの人たちに配るものはない」など特定の地域の人たちを排除するような発言が耳に入ってきたこと。

私自身、見聞きしたことに「よくない」と危機感を抱きながらも、混乱する場を少しでもスムーズに回していくことを優先してしまい、結果的に何もできなかつたことが大きな悔いとして残っています。

その後、NPO法人日本災害救援ボランティアネット

ワークに参画し、全国各地の被災地でボランティア活動をしてきました。そのなかで「本当に、避難所を“うまく回す”ことが最優先なのか？」という疑問が生まれたのです。

## 地域のつながりが人権を守る力になる

避難所には、様々な人々が集まっています。そして様々な事情や要望を持っています。どこから手をつけるべきか。避難所を運営するたちは優先順位をつけざるを得ません。すると必ず後回しになる人や取り残される人が出てきます。そして往々にして、取り残されるのは障がいのある人や外国人など少数派の人々です。たとえば温かいストーブの近くや食事を受け取るために並ぶこと。障がいの重い人の中には一人で動くことができない人もいますし、外国人の中には日本語をよく理解することができない人もいます。そのような人々が周囲の人々と同じように並ぶのは難しいでしょう。かといって、声を挙げるのも難しい。身体に障がいのある人がお風呂に入る時、「介助をしてほしい」と要望すると、「せいたくだ」などと言われたという話を聞いたことがあります、その人にとっては、決してせいたくなことではありません。

優先順位をつけた結果、こうして周囲の人々から取り残される人が出てきます。「では、どうすればいいのか？」とジレンマに陥るリーダーもいるでしょう。しかし私はそれをジレンマと呼ぶこと自体、間違っているように思います。命にかかる緊急時こそ、人間として幸せに生きていくための権利である「人権」が守られるべきだと思うのです。かつての私も含めて、この一番大事なことにはっと気づけないのが問題ではないでしょうか。

もちろん、気づける人もいます。避難所生活におけるプライバシーの確保などが課題となる中、最近では女性の視点を取り入れた避難所運営が注目されていますが、ある避難所で女性のためのスペースを作った女性を見ました。「テントを持っているから、体育館の中にテントを張ります」と言い、サッと作る様子を見ながら「なるほどなあ」と思いました。多くの人が喉元まで出かかっていながら言えないこともあるでしょう。そんな時、パッと行動で示してもらうと「こうすればいいのか」と学べますね。

一方で、こんな話も聞きました。東日本大震災で津波に遭い、夫も子どもも亡くした女性が避難所に来られたそうです。しかしストーブの数が足りず、「よそ者は出て行ってくれ」と言われたと。何十年もそこで暮らしたのに、元々その地域の人だった夫がいなくなると排除されてしまう。その女性は「怖くて避難所に戻れない」とおっしゃったそうです。

避難所はどうしても殺氣立った空気になります。そのなかで一人ひとりの人権を守るためにはどうすればいいのか。私はやはり、日頃の地域とのつながりがいざという時に生きてくると考えています。女性、高齢者、障がい者、外国人など、地域で生活する様々な人たちが集まる場をつくり、それぞれの困り事や気づいた事などを話し合う。そこで話すことは防災に限定しなくてもいいと思います。たとえば地域の祭りに一緒に取り組む中でお互いを知り、人間関係ができるでしょう。私の経験では、日頃から地域活動に取り組んでいるところは、ボランティアの受け入れがスムーズに感じます。それは自分たちにできることとできないことを認識し、できることは助けてもらうという意思統一ができているからです。

## 気づいた人から動く。遊動性を大切に

「防災」という文脈でいうと、どうも歴史的に見ると三つの考え方があると考えます。第一の考え方は専門家のアドバイスを受けて動く防災。防災訓練などがそうですね。第二の考え方は、私も提案した「防災と言わない防災」。あえて防災という言葉を使わず、防災への関心が必ずしも高くない人々をも含み、それでいて結果的に防災になるような取組を模索してきました。今もさまざまな人が取り組んでいます。

しかし私は今、視野が狭かったと反省しているところです。結局は防災にこだわっていたと。第三の考え方として、先ほどお話ししたように、地域づくりをしておけば防災ができるという原点に戻ろうと思っています。私たちの団体名には「災害」がついているので防災と言います。しかし障がい者団体は障がい、平和団体は平和と、自分たちの言いたいことを言いながら地域に入らなければいけない。それぞれに違うことを言いながら一緒に地域活性化に取り組むことが、結果的に防災にもつながっていくのではないか。

熊本の仮設住宅では、ワンワン大作戦と銘打った活動があります。犬を飼っている人たちが集まり、犬の散歩をしながらゴミ拾いをするんですね。子どもが来たら「怖くないよ、撫でてごらん」と声をかける。そして犬の散歩をした後はきれいになっているわけです。熊本の避難所では犬や猫のためのシェルター「わんにゃんハウス」が建てられました。ペットが家族だという人もいれば、アレルギーの人も苦手な人もいます。対立するのではなく、どちらも尊重する方法を探すことをあきらめないでいたい。そのために多様な分野で経験を積んだ人たちに入ってもらうのが大切だと学びました。

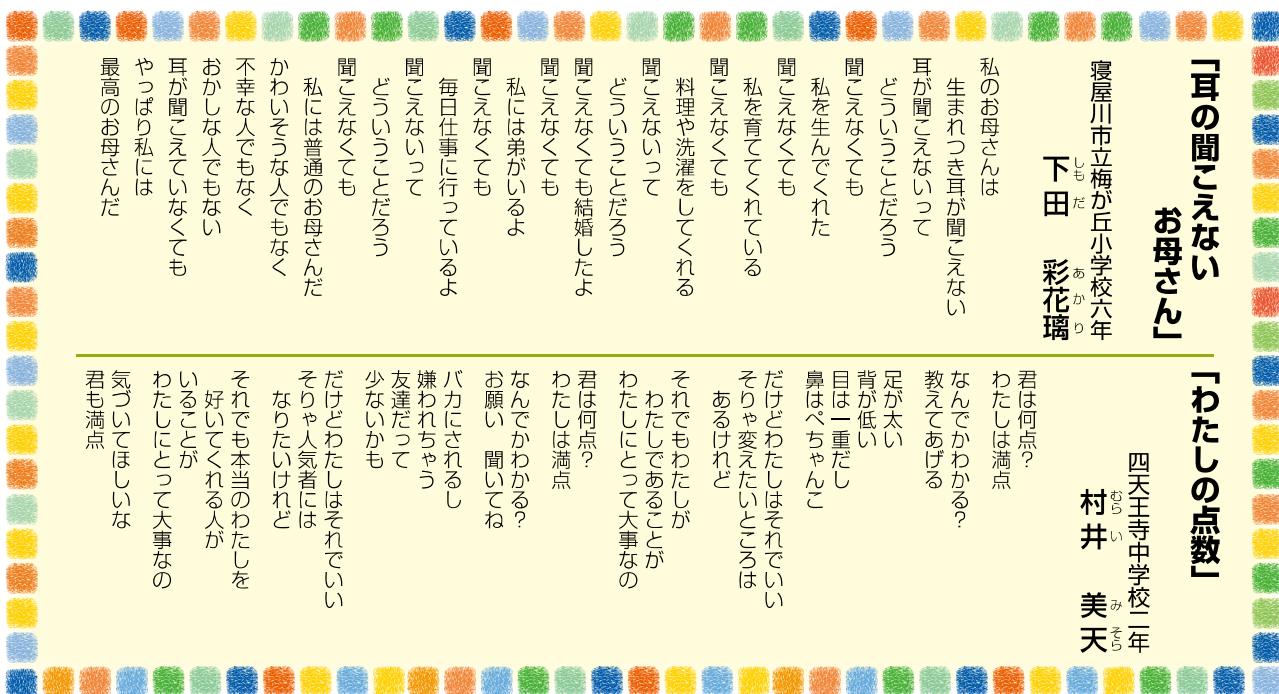
体育館にテントを張った女性の話を紹介しましたが、気づいた人がたった1人でもいればできるのが災害ボランティアの世界です。マニュアルを作って秩序化することも必要ですが、気づいた人から動くという遊動化を意識したほうがより多様なことができる実感しています。また、そここそ「誰も取り残さない防災」への手がかりがあるように思います。

## 第36回人権啓発詩・読書感想文入選作品表彰式を行いました。

大阪府・大阪府教育委員会・人権啓発推進大阪協議会(愛ネット大阪)では、府民の人権意識の高揚を図るために、府内の小・中学校(部)生を対象に、人権の尊さやお互いの人権を守ること、差別のない明るい社会を築くことの大切さ、平和の尊さなどを訴えることを内容とする「人権啓発詩・読書感想文」を毎年夏に募集し、入選作品の表彰を行っています。

今回は、詩部門・読書感想文部門あわせて110校から923作品(詩596、読書感想文327)の応募があり、その中から26作品を入選とし、平成30(2018)年1月21日(日)にピースおおさか(大阪国際平和センター)において表彰式を行いました。

入選作品集(A5版・無料)を作成しましたので、ご希望の方は大阪府人権局(詳細下記)までお申し込みください(送料はご負担いただきます)。



## 人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」を発行しています。

大阪府では、様々な人権問題に対する大阪府の取組や、人権関係規定の趣旨・内容等について分かりやすく解説した「人権情報ガイド ゆまにてなにわ」を発行しています(A4版36ページ・無料)。

市役所・町村役場のロビーや図書館、学校等に配置し広く府民にご覧いただくとともに、府内の人権研修はもちろんのこと、企業・施設等での人権研修資料としても広く活用されています。

冊子をご希望の方は、大阪府人権局(詳細下記)までお申し込みください(送料はご負担いただきます)。



平成30(2018)年2月発行

この情報誌は4,000部作成し、企画費を含めた1部あたりの単価は●●円です。

発行／大阪府府民文化部人権局

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階

TEL:06-6210-9281 FAX:06-6210-9286

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/>

編集／一般財団法人大阪府人権協会

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL:06-6581-8613 FAX:06-6581-8614

<http://www.jinken-osaka.jp/>